

直監告示第4号

令和5年4月12日付 直監告示第2号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市教育長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年4月26日

直方市監査委員 大場亨
直方市監査委員 田代文也

教育委員会 学校教育課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
契約事務について	1. 小学校オンライン英会話レッスン委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりプロポーザル方式(随意契約)で事業者の選定を行っているが、実施要領に公開されている見積上限額(予定価格)の計算が誤っている。	直方市契約規則第16条に「市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第9条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。(以下省略)」とある。見積書を参考に予定価格を設定する際は根拠となる見積金額を再計算するなど、積算金額には細心の注意を払いプロポーザルを実施されたい。	市が作成するもののみではなく、見積書、請求書等業者から提出されるものについても再度計算を実施することを徹底した。	R5.4.13
	2. 直方市15小中学校データセンター運用保守委託において、契約書の仕様書に記載のある学校等の数がサポート台数と一致しておらず、履行場所に記載漏れがある。	契約書の記載漏れ等の不備は、トラブルを生む原因となり、契約無効や損害にも発展しかねないため、契約書作成の際には、誤記や記載漏れ等の不備がないように十分注意されたい。	契約書の契約事項だけではなく、仕様書の細部まで確認することを徹底した。	R5.4.13
財務事務について	1. ロイロノート・スクールの利用に関する契約において、契約期間が終了する前に、使用料として契約金額の全額を支払っている。	直方市財務規則第69条第2に、「令第163条第8号の規則で定めるものは、次の各号とする。 (1) 保険料 (2) 土地又は家屋の買収又は収用による土地、家屋又は物件に関する買収代金又は補償金 (3) 市営住宅建替事業又は市営住宅改善事業に伴う移転補償費 とあり、官公庁への支払いは原則契約履行後の完了払である(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条に対価の支払いの時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後とある)。完了前に支払うのは前金払に規定された支出に限定されている。地方自治法施行令及び直方市財務規則では、使用料の前金払は認められていないため、契約及び財務事務を行う際には法令等の確認をし、適切な事務処理をされたい。(支出命令No.2817、2818)	本来であれば、使用料は事後払いであるが、このソフトウェアの利用規約で5月1日時点での児童生徒数に応じて期間満了前に支払うようになっており、前金払が必要となった。 地方自治法施行令第163条第3号に「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費」とあるため、借入れに該当すると思い前金払を行ったが、市財務規則において「著作権法により定められた著作物を利用する対価として支払う経費」も前金払の対象となつたため、今後はこちらの規定を理由にするよう指導した。	R5.4.17

財務事務について	<p>2. 授業目的公衆送信補償金（著作権の使用料）の支出負担行為兼支出命令書において、13 節「使用料及び賃借料」で前金払をしている。</p>	<p>直方市財務規則第 69 条の 2 に、「令第 163 条第 8 号の規則で定めるものは、次の各号とする。</p> <p>(1) 保険料 (2) 土地又は家屋の買収又は収用による土地、家屋又は物件に関する買収代金又は補償金 (3) 市営住宅建替事業又は市営住宅改善事業に伴う移転補償費」</p> <p>とあるため、財務事務を行う際には支出科目や支払方法を法令等で確認し、規則に該当しない前金払を行う場合には、市長の承認を得るなど検討されたい。</p> <p>またこの制度は、補償金を支払うことで無許諾に ICT を活用した授業の著作物利用を可能とするものであるため、使用料ではなく 21 節「補償、補填及び賠償金」での支払いが適当と思われる。支払方法について検討されたい。（支出命令No.5056、5057）</p>	<p>地方公共団体歳入歳出科目解説によると、著作権料は 13 節使用料及び賃借料での支出から支出すべきとなっている。また、他自治体の予算書等を調査したところ、13 節での予算措置しか見つけることができなかった。したがって、検討の結果、今後も使用料での予算措置が適当と考えるが、前金払の根拠としては市財務規則第 69 条の 2 第 4 号に加えられた「著作権法により定められた著作物を利用する対価として支払う経費」として処理するよう指導した。</p>	R5.4.17
文書事務について	<p>文書の收受や起案において、文書管理システムで文書番号は付番されているが、文書の添付が無く、電子決裁がなされていないものが多数見られた。また、委託契約の成果物（検査調書）の回覧決裁が文書管理システムで收受されておらず、押印決裁で処理されているものが見受けられた。</p>	<p>直方市文書規程第 10 条第 1 項第 1 号に「文書担当課で仕分けされた文書又は各課・係で直接受領した文書は、文書管理システムに收受登録し、電子的な方法により供覧に付きなければならない。」とあり、同規程第 11 条第 1 項第 1 号に「起案文書の作成は、文書管理システムに登録するとともに、電子決裁の方法により行わなければならない。」とあることから、規定に沿った適正な事務処理をされたい。（直教学第 8 号、38 号ほか）</p>	<p>文書の收受、起案について、今後は文書管理システムへの登録及び電子決裁をする旨徹底し、文書の添付に関しても正しい処理をするよう指導した。</p>	R5.4.17